## 大堰川漁業協同組合 遊漁規則の変更の内容

## 1 変更の概要

- ・うなぎ年券の廃止及び日券(1,000円/日)の新設
- ・その他、軽微な修正

## 2 新旧対照表

旧(現行)

第1条~第5条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	金額	備考
ます類を除く全魚	手釣、木 刺 網鏡、水 観鏡 眼鏡	年券	11,000円	
種		日券	3,000円	
うなぎ		<u>年券</u>	1,000円	
あゆ・う なぎ以外		年券	3,000円	
の魚種		日券	400 円	
全魚種	やな漁法	9月1日 から10 月14日	1 統 25,000 円	
		まで	, , ,	

 $2\sim4$  略

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式1の遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。ただし、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、別記様式2の仮遊漁承認証(以下「仮遊漁承認証」という。)を発行することができるものとする。

第1条~第5条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

新 (変更後)

魚種	漁具漁法	期間	金額	備考
ます類を除く全魚	手釣、木 製 銀鏡、水視 鏡 、水視 眼鏡	年券	11,000円	
種		日券	3,000円	
うなぎ		<u>日券</u>	1,000円	
あゆ・う なぎ以外		年券	3,000円	
の魚種		日券	400 円	
全魚種	やな漁法	9月1日 から10 月14日 まで	1 統 25,000 円	

 $2\sim4$  略

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されたものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。ただし、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、<u>仮遊漁承認証</u>を発行することができるものとする。

(1) 承認を受けたものの氏名、住所

2~5 略

第8条 略

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必 ▼ 第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必 要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式3の漁場監視員証を携帯 し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を つけるものとする。

第10条~第12条 略

附則

この規則は令和6年1月1日から施行する。

- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者氏名

 $2\sim5$  略

第8条 略

(漁場監視員)

要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監 視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表 示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

第10条~第12条 略

附則

この規則は令和7年3月27日から施行する。